

国立大学法人東京農工大学経営協議会規程を一部改正する規程

国立大学法人東京農工大学経営協議会規程（16 経教規程第5号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 案
<p>国立大学法人東京農工大学経営協議会規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第5号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 学長が指名する理事 2人</p> <p>三 共生科学技術研究院長、工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長及び<u>連合農学研究科長</u></p> <p>四 <u>総括本部長</u></p> <p>五 役員又は職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者 9人</p> <p>2 前項第54号の委員は、本学の教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものとする。</p> <p>3 第1項第2号の委員は、総務担当副学長及び広報・国際担当副学長をもって充てる。</p> <p>4 第1項第<u>5</u>号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第5条 省略</p> <p>（秘密保持義務）</p> <p>第6条 第3条第1項第<u>5</u>号の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該委員の職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第7条～第8条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>一 学長</p> <p>二 学長が指名する理事 2人</p> <p>三 共生科学技術研究院長、工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長、<u>連合農学研究科長及び技術経営研究科長</u></p> <p><u>（削 除）</u></p> <p>四 役員又は職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者 9人</p> <p>2 前項第54号の委員は、本学の教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものとする。</p> <p>3 第1項第2号の委員は、総務担当副学長及び広報・国際担当副学長をもって充てる。</p> <p>4 第1項第<u>4</u>号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第5条 省略（現行どおり）</p> <p>（秘密保持義務）</p> <p>第6条 第3条第1項第<u>4</u>号の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該委員の職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第7条～第8条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>

附 則（20 経規程第3号）

この規程は、平成20年1月21日から施行し、平成20年4月1日から適用する。